

株式会社ケア・ワールド
介護職員初任者研修 学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社ケア・ワールド 富山県富山市布瀬町南2丁目9番地2

（目的）

第2条 本研修は、介護保険法の自立支援の理念を反映させ、優良かつ堅実な介護職員を養成するものである。また、新たな研修プログラムも追加提供していくことで、介護職員が現代の複雑な介護ニーズに対応できることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という)を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。 介護職員初任者研修

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次の者とする。

- （1）富山県近郊在住、在勤で通学可能な者
- （2）株式会社ケア・ワールドの社員で、研修を必要とする者

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税別）

- （1）研修参加費用：受講料90,000円（テキスト代6,000円・試験料2,000円を含む）
- （2）納入方法：90,000円を現金で当社事務所に持参、または所定の口座に一括振込み（3回までの分割払いも可能、別途書類提出のこと）
- （3）納付期限：開講日当日まで（テキストは受講料納入時または納入後に渡すこととする）
- （4）途中解約は、一切認めないものとするが、やむを得ず受講することが出来なくなった場合は協議の上事業所が決定する。開講後の返金は認めないものとする。

（使用教材）

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名：『介護職員初任者研修課程テキスト』 出版社名：（株）日本医療企画

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第9条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次のとおりとする。
株式会社ケア・ワールド 富山市布瀬町南2丁目9番地2

（担当講師）

第10条 研修を担当する講師は、別紙「講師履歴書」のとおりとする。

（募集手続）

第11条 募集手続は次のとおりとする。

（1）当社指定の受講申込用紙（ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

（2）規定の人数に達した場合に、当社は開講決定の判断をして、その旨受講者に連絡をする。

（3）開講決定案内を受けた受講者は、相談した期日（最長で開講日）までに受講料等を納入する。

（4）入金確認後、テキスト・開講書類・添削課題（レポート）を手渡し又は郵送する。

（科目の免除）

第12条 科目の免除についてはこれを認めない。

（通信形式の実施方法）

第13条 通信形式については、次のとおり実施する。

（1）学習方法 添削課題（レポート）を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

（2）評価方法 添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性を考慮して採点・添削を行い、70点以上を合格とする。

（3）個別学習への対応方法 受講生の質問については、FAX（076-422-7334）又は電子メール（cwn@cwn-web.co.jp）により受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

（修了の認定）

第14条 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムの、すべての添削課題（レポートNo.1～4）の合格（選択式・記述式、70点以上）、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テストの合格（実技チェック試験・1問1答式筆記試験（それぞれ70点以上）、ただし不合格の場合は合格するまで補講[2回目以降有料：2,000円（税別）]を行う）、修了認定筆記試験の合格（5肢択一方式・選択方式、70点以上、ただし不合格の場合は合格するまで再試験2,000円（税別）を受講者の負担の上行う）、お

よび受講料等が完納されている者を修了者と認める。

ただし、受講開始から8ヶ月以内に修了できなかった場合は無効とする。

（研修欠席者の扱い）

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始時刻から30分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「補講受講届」を提出し、研修期間内または別の期での振替補講を受ける。

（補講の取扱い）

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。補講にかかる授業料については、1回につき6,000円（税別）を受講者の負担とする。

ただし、同時期に別の期の講座が開講していて振替が可能な場合に限り無料とする。

また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

（受講の取消し）

第17条 次に該当する者は、警告の後、受講を取消することができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- （2）他の受講者の学習を妨げたり研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- （3）自力で演習内容を行う事が出来無い者
- （4）当社が決めるルール・注意事項を守れない者
- （5）講習生としてのモラルが無い者
- （6）その他事業所が不適当とみなした者

受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

（修了証明書の交付）

第18条 第14条により修了を認定された者には、当社において修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第19条 修了者管理については、次により行う。

（1）修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、富山県が指定した様式に基づき知事に報告する。

（2）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、修了者に対しては1,000円（税別）の再発行手数料の負担を求める。

(公表する情報の項目)

第20条 当社ホームページ (<http://www.cwn-web.co.jp/>) において公表する情報の内容は以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格・法人名称・住所、電話番号、代表者名、研修担当取締役名、事業所名称・事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備

(2) 研修事業情報

研修の概要(対象、研修のスケジュール、定員、指導者数、研修受講手続、費用、特徴)、研修課程責任者、研修カリキュラム(科目別シラバス、科目別担当教官名、各科目の特徴)、通信形式の実施方法(学習内容、時間数、教材・指導体制・指導方法・課題)、実習施設(実習機関の名称・住所等、介護保険事業の概要、実習担当者名、プログラム内容・特色、実習中の指導体制・内容、延べ人数)、修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、講師情報(名前、略歴、資格)、実績情報(過去の研修実績、過去の研修参加人数)、連絡先(申込・資料請求先、苦情相談窓口)

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は、株式会社ケア・ワールド 介護スクールにて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：お客様相談室 電話076-422-7003

(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(4) 本人確認は、受講申込受付時または初回講義時に、本人の公的証明書(免許書・パスポート・健康保険証・年金手帳・住民票・戸籍謄本等)の提示により確認を行う。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附 則)

この学則は平成27年8月1日から施行する。